

**相続の基礎知識 相続のこと、どのくらい知っていますか。**  
**相続について知っておきたい知識や情報をご紹介します。**

**■ 相続税の節税になる生命保険の活用方法**

死亡保険金を受け取る場合にかかる税金は、以下のように契約者、被保険者、保険金受取人の組み合わせによって種類が異なります。

契約形態	保険料負担者 (契約者)	被保険者	保険金受取人	税金の種類
①	父	父	妻・子	相続税
②	父	父	父	所得税
③	父	妻	子	贈与税

相続税の対象となる契約形態は①になります。死亡保険金には遺された家族の生活保障の役割があるため、受取人が法定相続人の場合は税金の負担をおさえるようになっています。

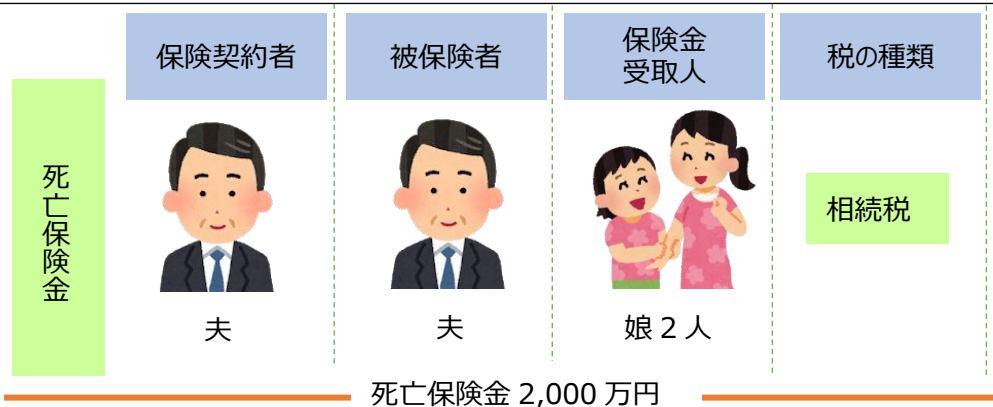
【事例】 55歳男性、家族：妻、長女、次女

(資産) 現金 4,500 万円、自宅不動産 (評価) 4,000 万円 計 8,500 万円

(基礎控除額) 3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = 4,800 万円

今のままでは、資産が基礎控除額を上回っているため、相続税がかかる可能性があります。

そこで、以下のように生命保険に加入しました。



生命保険の非課税枠 = 500 万円 × 法定相続人の数

**1,500 万円 = 500 万円 × 3 人**

死亡保険金 2,000 万円 - 非課税枠 1,500 万円 = **課税対象額 500 万円**

\* 死亡保険金は、遺族の生活資金という趣旨から、一定額までが非課税になります

**生命保険で相続税対策をするメリット**

- ① 非課税枠内であれば相続財産に含まれない
- ② 受取人固有の財産になり争いが起こりにくい
- ③ 死亡後にすぐ使える
- ④ 遺産分割に有効活用できる

介護を含むシニアライフのお悩みは  
 ヘルプラインにご相談ください

**☎0120-638-567**

受付時間：平日 9 時 - 18 時  
 土曜日 9 時 - 17 時